

			厚生常任委員会
請願番号	請願第19号	受理年月日	平成28年12月2日
請願の件名	<p>介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>(理由) 平成12年に「介護の社会化」をめざし制定された介護保険制度は高齢化が進む中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための制度とするために充実・改善をすることが求められています。</p> <p>現在、政府内で、平成29年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1・2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する不安の声が多数寄せられています。</p> <p>介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。また、家族の介護負担を増大させる、こうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも反するものです。</p> <p>これから高齢化がいつそう進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件の整備こそ求められています。</p> <p>よって、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善することを強く要望するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されますよう請願致します。</p> <p>以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		